

第9回浜田市農業委員会総会 会議議事録

日時：令和3年10月26日（火）午前9時30分

場所：浜田市役所 4階 講堂 A B

1 出席委員

【農業委員】（13名）

2番 三浦 寿紀 3番 佐々木京子 4番 柿元 信次 5番 川本 聖光 6番 野上 省三
9番 河崎 健 10番 宮崎 龍生 11番 玉田 一 13番 大崎 健太 14番 中田 善喜
16番 佐々森義見 17番 渡辺 弘之 18番 奥迫 忠幸

【農地利用最適化推進委員】（14名）

1番 前田 正典 2番 徳田マスエ 3番 永見 繁廣 4番 小谷 保雄 5番 小川 明人
6番 領家 悟 8番 岡本 定文 9番 藤若 裕香 12番 小松原常雄 14番 河野 恒弘
14番 近重 邦昭 17番 岡田 勝 18番 大谷 数義 19番 長野 昭三

2 欠席委員

農業委員（6名）

1番 原田 義一、7番 岡本 健治、8番 青葉 真、12番 高橋 伸幸、15番 林 秀司
19番 松山 純久

農地利用最適化推進委員（4名）

10番 橋本 安延、11番 串崎 美之、13番 渡邊 弘登、16番 田村 邦磨

3 提出議案

○議案

議第1号 農用地利用集積計画の策定について
議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議第4号 転用統制外証明願について

○協議・報告事項

公共事業による廃土処理届出

○その他

4 事務局出席職員

農業委員会事務局 : 木屋事務局長、岡本農地係長
産業経済部農林振興課 : 藤井主任主事、松本会計年度任用職員
しまね農業振興公社 : 植本農地集積相談員

| | |
|------------|--|
| <p>議長</p> | <p>皆さん、おはようございます。本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>原田会長は、〇〇のため、また私のほうで議長をさせていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまから第9回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席は、 農業委員の 1番 原田会長、 7番 岡本委員、 8番 青葉委員、 12番 高橋委員、 15番 林委員、 19番 松山委員 推進委員の 10番 橋本委員、 11番 申崎委員、 13番 渡邊委員、 16番 田村委員 以上10名の方から欠席の届出が出ております。</p> <p>本日の議事録署名者は、9番 河崎委員、10番 宮崎委員です。 よろしく願いいたします。</p> <p>それから、この度の浜田市表彰として、農業委員3名の方がおられます。</p> <p>一人目は、佐々木京子委員。二人目は、林秀司委員。そして三人目は、渡邊弘登委員です。おめでとうございます。</p> <p>～ 全員 拍手 ～</p> |
| <p>議長</p> | <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議第1号、農用地利用集積計画の策定について議決を求めます。 それでは事務局の説明をお願いいたします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定についてご審議のうえ、農業委員会の議決をいただきたいと思います。</p> <p>農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をご覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画（案）についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画を策定しております。</p> <p>申し出のありました利用権設定は、47件、73筆、123,722㎡となっております。</p> <p>申出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。</p> <p>公告日は10月29日を予定しており、利用権設定については、開始日を11月1日以降としております。</p> <p>農用地利用集積計画（案）については、以上でございます。</p> |

| | |
|-------|--|
| 議 長 | <p>以上で、事務局の説明が終わりました。 皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。</p> |
| 佐々木委員 | <p>上府のほうに、農業振興公社がたくさん利用権設定をしていますが、もう、どういう風にされるのか決まっている形でしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>上府農事組合法人というものが今年立ち上がりまして、上府地区の農地のほぼ9割方をこちらのほうにする予定です。</p> |
| 議 長 | <p>他に、ございますか。</p> <p>無いようですので、今回の農用地利用集積計画（案）について、ご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いいたします。</p> |
| 委 員 | <p>～ 全委員 挙手 ～</p> |
| 議 長 | <p>ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理をさせていただきます。</p> |
| 議 長 | <p>続きまして、議第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局長 | <p>農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いいたします。</p> <p>農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて、ご審議いただきます。</p> <p>1号について、説明いたします。 申請地は、三隅町古市場〇〇ほか1筆の田、合計面積1,048㎡です。 場所は、〇〇です。 この申請は、譲受人が贈与で申請地を取得し、ツツジ等の低木を植栽し、販売するという申請内容でございます。</p> <p>なお、譲受人の耕作面積は約10aで、三隅地域の下限面積20aを満たしていませんが、「農地法施行令第2条第3項第1号の権利の取得後における、耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われるもの」であると認められることの例外規定によりまして申請されております。</p> |

続きまして、2号について説明いたします。
申請地は、下府町〇〇の畑、145㎡です。
場所は、〇〇です。
この申請は、譲受人が売買で申請地を取得し、春物野菜を作付けするという内容でございます。
この度の申請地とあわせて譲受人の耕作面積は33a余りとなり、浜田地域の下限面積基準20aを満たしております。

続きまして、3号について説明いたします。
申請地は、佐野町〇〇の田、2,572㎡です。
場所は、〇〇です。
この申請は、譲渡人から農地を管理してほしいと依頼され、譲受人が贈与で申請地を取得するという内容でございます。
この度の申請地と合わせまして、譲受人の耕作面積は、461a余りとなり、浜田地域の下限面積基準20aを満たしております。

続きまして、4号、5号について、説明いたします。
申請地は、4号の穂出町〇〇の田、1,081㎡と5号の穂出町〇〇の田、1,081㎡です。
場所は、〇〇です。
この地域の中には、耕作しやすいように自己所有地とは別の農地を交換して耕作しておられる方があります。
このため、この度の申請は、耕作地の状況にあわせまして、交換による農地の所有権移転を行うものです。
この度の譲受人それぞれの耕作面積は、浜田地域の下限面積基準20aを満たしております。
なお、この地域には他にも農地を交換したいという案件がございますが、それぞれの農地所有者が高齢等のため、所有権移転の手続きが困難な方がおられることから、手続き可能な農地から手続きをされると伺っております。

6号について、説明いたします。
申請地は、弥栄町〇〇の田畑、合計面積10,837㎡です。
場所は、〇〇です。
この申請は、兄弟間の遺言による譲渡で、譲受人が申請地を取得するものでございます。
この度の申請により、譲受人の面積は、弥栄地域の下限面積基準30aを満たしております。

農地法第3条申請については、以上6件でございます。

議長

ただ今、事務局から第3条申請についての説明がありました。
担当委員さんから補足説明がありましたらお願いいたします。
1号について、17番 渡辺委員もしくは、岡田委員お願いいたします。

| | |
|---------|--|
| 岡田推進委員 | 譲渡人と譲受人は姉妹でございまして、譲受人の家は、写真を見ていただいたら分かりますとおり、三隅益田道路の橋の下にあり、申請地はその隣接地でございます。事務局が先ほど説明されたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。 |
| 議 長 | 2号について、14番 中田委員もしくは、河野委員お願いいたします。 |
| 中田委員 | 先般、市の担当者の方と現地の確認に参りました。 譲受人は、すぐ近くにおられて耕作可能な方なので、特に問題は無いと思います。よろしくお願いいたします。 |
| 議 長 | 3号について、18番 奥迫委員もしくは、大谷委員お願いいたします。 |
| 大谷推進委員 | この件、譲渡人が4名連記されておりますが、今までの持ち主がこの度亡くなられてまして、多分、法定相続人の方4名だと思っております。 譲受人は、現在広範囲に耕作しておられてまして、何ら問題は無かろうと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 |
| 議 長 | 4号と5号について、1番 前田委員お願いいたします。 |
| 前田委員 | 10月14日に、事務局の方2名と自分の3名で、現地確認をいたしましたところ、問題は無いと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 |
| 議 長 | 6号について、12番 小松原委員お願いいたします。 |
| 小松原推進委員 | 10月15日に、事務局2人と高橋委員と自分と4人で現地確認を行っております。譲受人は、ここの土地を随分長いこと、耕作管理されておりますので、特に問題は無いと思っております。よろしくお願いいたします。 |
| 議 長 | 以上で、第3条申請について説明が終わりました。 皆様のほうから何かございましたら、お願いいたします。 |
| 佐々木委員 | 6号の（写真に写っているビニールハウス部分の）〇〇と〇〇の地目が「田」ですけれども、これは別に問題は無かったのでしょうか。 |
| 事務局 | 登記簿地目が「田」ですので、これについては問題無いと考えております。 |

| | |
|------|---|
| 議長 | <p>私のほうから、すみません。</p> <p>6号について、この写真を見ますと、ビニールハウスが建っていると思うのですが、譲受人の方がこのビニールハウスの耕作をされることになるのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>先ほど、担当委員が言われたように、長年、譲渡人の土地でありましたが、譲受人が管理をされていたようです。</p> <p>それで、小松ファームにも貸し出しをされているようで、これからも貸し出しをされて、農地を管理されると思われます。</p> |
| 議長 | <p>何か、他にございますか。</p> <p>無いようですので、採決に入ります。</p> <p>第3条申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いいたします。</p> |
| 委員 | <p>～ 挙手 多数 ～</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございます。以上で農地法第3条申請については承認されましたので、そのように処理をさせていただきます。</p> |
| 議長 | <p>続きまして、議第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局長 | <p>それでは、農地法第5条申請について、説明いたします。</p> <p>農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものでございます。</p> <p>1号と2号について、説明いたします。</p> <p>申請地は、杉戸町〇〇の田、328㎡と杉戸町〇〇の田、135㎡です。</p> <p>場所は、〇〇です。</p> <p>申請地は、農用地区域（外）、都市計画区域（内）の第1種住居地域で、農地区分は第3種農地に該当いたします。</p> <p>当該申請の転用目的は、個人住宅で、工事期間は、許可日から令和4年10月末日までとなっております。</p> <p>なお、1号については父親から子への使用貸借、2号については父親が姉から無償譲渡を受け、父親が子の住宅敷地として使用貸借する予定です。</p> <p>また、生活排水は合併浄化槽を經由して隣接する市道側溝へ放流し、万一、異議被害が発生した場合には関係当事者間で話し合い、責任をもってこれに対処するという申請内容でございます。</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>続きまして、3号について、説明いたします。</p> <p>申請地は、三隅町古市場〇〇の田、1,290㎡です。場所は、〇〇です。</p> <p>申請地は、農用地区域（外）、都市計画区域（内）の用途指定なしで、農地区分は第2種農地に該当いたします。</p> <p>当該申請の転用目的は、太陽光発電施設で、工事期間は、許可日から令和4年8月末日までとなっております。</p> <p>なお、農地所有者には同意を得ており、転用することにより被害を及ぼすことはない、万一、異議被害が発生した場合には、関係当事者間で話し合い、責任を持って対処するという申請内容でございます。</p> <p>農地法第5条申請については、以上3件でございます。</p> <p>よろしく願いいたします</p> |
| 議長 | <p>ただ今、第5条申請について説明がありました。</p> <p>担当委員さんから補足説明がありましたらお願いいたします。</p> <p>1号と2号について、19番 長野委員お願いいたします。</p> |
| 長野推進委員 | <p>先般、事務局と現地を確認いたしました。中身につきましては、先ほど説明のあったとおりでございますので、よろしく願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>3号について、17番 渡辺委員もしくは、岡田委員お願いいたします。</p> |
| 岡田推進委員 | <p>先ほど、事務局でご説明をいただいたとおりでございます。よろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>以上で、第5条申請について全て説明が終わりました。</p> <p>皆様のほうから何かございましたらお願いいたします。</p> <p>ございませんか。</p> |
| 議長 | <p>無いようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>第5条申請について、ご承認いただけます農業委員の方の挙手をお願いいたします。</p> |
| 委員 | <p>～ 挙手 多数 ～</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございます。以上で農地法第5条申請については承認されましたので、そのように処理をさせていただきます。</p> |

| | |
|------|--|
| 議 長 | <p>続きまして、議第4号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願について説明いたします。</p> <p>非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和 27 年 10 月 1 日以前から、農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害において被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね 20 年以上放置し、再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して、農業委員会が認めて交付されるものです。</p> <p>1号について、説明いたします。 申請地は、三隅町井野〇〇ほか 15 筆の田畑、合計面積 11,812 m²です。 場所は、に点在する農地です。 当該申請地は、昭和 40 年頃から耕作放棄、現況原野・山林という申請です。</p> <p>転用統制外証明願は、以上 1 件です。よろしくをお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がございました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いいたします。</p> <p>1号について、5番 川本委員もしくは、小川委員お願いいたします。</p> |
| 川本委員 | <p>現地の確認に、事務局と小川推進委員と行って参りました。この写真のとおりです。よろしくお願ひします。</p> |
| 議 長 | <p>以上で、転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。皆様のほうで、何かございましたらお願いいたします。ございませんか。</p> |
| 議 長 | <p>では採決に入ります。</p> <p>転用統制外証明願につきまして、ご承認される農業委員の方の挙手をお願いいたします。</p> |
| 委 員 | <p>～ 挙手 多数 ～</p> |
| 議 長 | <p>ありがとうございます。以上で転用統制外証明願について承認されましたので、そのように処理をいたします。</p> |

| | |
|------------|---|
| <p>議 長</p> | <p>続きますして、協議、報告事項について、事務局の説明をお願いいたします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>「公共事業による廃土処理届出」について報告いたします。</p> <p>届出地は、旭町都川〇〇ほか1筆の田、合計面積3,049㎡です。 場所は、〇〇です。</p> <p>この案件は、〇〇が「〇〇工事」を行う際の廃土2,500㎡を、現場に近くで経済的な届出地に廃土するものです。</p> <p>なお、期間は令和3年10月21日から令和4年2月10日までの予定であるため、10月6日に担当委員と現地確認し、10月12日付で受理通知を県土整備事務所のほうにしております。</p> <p>また、廃土処理中に汚濁水が周辺農地や河川に流出しないように、必要に応じて沈殿池等を設置し、埋め立て後は農地として整備、所有者へ返還される予定という内容の届出です。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様のほうから何かございましたらお願いいたします。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>これは、先だっの会議で、大崎委員のほうから、公共事業の廃土で最終的には農地として返すということで、この農地として使える条件を明確にしてほしいという内容のことがありました。</p> <p>この度の工事で、畑として整備し土地所有者へ返還すると書いてありますが、畑としてというところで、どのような点に気を付けてされるのか、具体的にお答え願いたいと思います。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>実際に、公共廃土の届出は、今までもあったもので非常に難しいですが、これにつきましては、農地所有者と事業主体とで今までは話をしていたところです。</p> <p>ただ、農業委員会のほうでご指摘がありましたところで、今後は農地所有者と事業主体とで十分確認していただくとか、公共事業の事業主体にお願いをしていくというのが方法かなと考えております。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>もう少し、よろしいですか。</p> <p>現況ですね、これは耕作をされていた所に廃土処理されるのか。</p> <p>名義人が松江市の住所になっていますので、耕作をされてなかった場合に、今後畑として返還されて、耕作をされる見込みがあるのですか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>私たちが現地確認に行ったところでは、耕作されていませんでした。</p> <p>この廃土届の制度というのは、農地に戻して下さいという制度ですが、実際に耕作は難しい場合もあります。</p> |

| | |
|--------------|---|
| | <p>農地所有者と事業主体とでよく話をさせていただきたいと思っておりますので、改めて事業主体のほうにお願いをしていきたいと思っております。</p> |
| 玉田委員 | <p>埋立てをされるということですが、田んぼの面積と廃土の量から、約1m位嵩上げすることになるのですが、隣に河川がありますので、水質の関係は十分配慮をいただくように、お願いしたいと思っております。</p> |
| 事務局 | <p>公共事業ですから、そのことには十分注意するように、また、届出書に汚濁水等が周辺に流失しないようにと書いてあります。</p> <p>そういったことが無いように受け付けた際にも言っておりますし、農業委員さんと一緒に注視していきたいと考えております。</p> |
| 大崎委員 | <p>これ、多分、畑として利用されるのでしようけれども、水路が上のほうとか真ん中とか走っているんで、畑として利用するのに、いらん所に水路が付いてしまったら、どうなるんですか。</p> |
| 事務局 | <p>ご本人さんと事業主体である県土整備事務所と十分話をさせていただくよう、お願いしたいと思えます。</p> |
| 大崎委員 | <p>実際、水が流れん所に税金を使って水路が付く場合があります、無駄なお金を使うことになるので、地主さんが「うちは付けなくてもいい。」と言った場合には外してもらおうようにして、地主さんが困るような工事をせんようにしてもらえば助かると思うし、埋めた後に有効利用できると思うので、その辺を改善してもらえばいいと思えます。よろしく願います。</p> |
| 事務局 | <p>はい、分かりました。</p> |
| 議長 | <p>その他、ございますか。</p> |
| 事務局 | <p>無いようですので、それでは、続きまして、お配りをさせていただいております「農地機構だより」について、しまね農業振興公社の植本さんより説明をしていただきます。</p> |
| 農業振興公社 植本 | <p>(「農地機構だより」第36号の説明)</p> |

| | |
|--------|---|
| 議 長 | <p>前回の会議で、浜田市が今、儲かる農業、こういった形の作物等を提案されておりますと言いました。</p> <p>これについて、事務局のほうから何か情報があれば、よろしくお願いたします。</p> |
| 事務局 | <p>高収益作物等、浜田市が振興している作物について、簡単にお話をさせていたただきたいと思えます。</p> <p>高収益作物というのは、主食用米と比べて、面積当たりの収益性が高い作物を言い、野菜や花き、花木及び果樹に該当する作物のことを言います。</p> <p>島根県の推進計画の中では、キャベツ、玉ネギ、ブロッコリー、白ネギ、アスパラガス、ミニトマトなど上げられております。</p> <p>また、浜田市では、ピオーネ等の大粒ぶどう、赤梨、西条柿、有機野菜等を振興作物として推進しており、そうした作物を作っておられる認定農業者の方たちに対して、機械の導入であったり、リースハウスの整備支援や耕作条件の改善事業等、行っております。</p> <p>また、JAいわみ中央のほうでは、キャベツやなす、あすっこ、玉ネギ、いんげん、アスパラガスなどを振興作物として位置付け、産地化に取り組んでおります。</p> <p>他自治体での成功事例を参考にしながら、現状農地を維持することや、荒廃農地を解消していくためにも、浜田市の実情に沿った高収益作物の導入を引き続き検討していきたいと考えております。よろしくお願します。</p> |
| 議 長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>しまね農業振興公社、農林振興課のほうから、情報提供していただきましたけれども、何か他に質問等ありましたら、お願いたします。</p> |
| 領家推進委員 | <p>今回、農地パトロールの担当地区で、半分が原野や山林になっているところがあり、所有者も地元におられないものも多くあります。</p> <p>これを調査対象から強制的に抹消することはできないでしょうか。</p> <p>何かいい方法は無いでしょうか。他の委員さんは、そういうことは無いのでしょうか。</p> <p>去年、営農していたり保全していたりした所を、重点的に今年調査するようにしたらいいと自分は思います。</p> |
| 事務局 | <p>領家委員さんが言われたことを事務局のほうでも何度かお話を聞いております。</p> <p>一応法律上では、毎年、農地台帳にあるものは全て見ないといけないということがありまして、今やっただいていいるんですが、山になっているものが今年農地になるということもありませんので、非農地判断をして農地台帳から外していく作業が全国的にも求められております。</p> <p>この作業は、法務局と連携してやっけないといけないのですが、件</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>数がかなり多く、地権者との調整もあります。非効率な部分を来年に向け改善するように努力していきたいと思っておりますので、皆さん、引き続きよろしくお願いいたします。</p> |
| 大谷推進委員 | <p>今の件ですが、私の担当している地域は、ファイルには、たくさんの地番が載っているのですが、地図にはどこを探しても載っていないんです。そういうのが毎年たくさんあります。今の最初から削除という話がありました。それについてもご検討いただきたいと思います。</p> |
| 事務局 | <p>確かにこの作業、皆さん大変なご苦労されていると思います。 毎年、山林であったり、農地でないようなものを何回も見ると、その作業だけでも大変だと思います。 どこかで改善しないといけないと思いますので、農業委員の皆さんのご意見を伺いながら、やりやすいものに変えていきたいと思っております。</p> |
| 事務局 | <p>来年全てきれいにはならないと思いますが、何年か掛かりでやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>貴重なご意見ありがとうございました。 事務局のほうで、そういう風に改善していくそうですので、来年に期待してください。 私からひとつお願いがあります。先ほど、主食用米より高価な作物ということで、高収益作物の説明がありました。具体的に、この作物はこういう収益が上がるんだというモデル的なものを示していただくと、絵に描いた餅ではなくて、実際に移行できるのではないかと思いますので、説明していただくようにご検討ください。よろしくお願いいたします。</p> |
| 大崎委員 | <p>農地パトロールをしてみて、来年は作らんという所がかなりあります。 原因は、台風で水路が壊れたり、田んぼが崩れたりということで、早急に直して作りたいという所は、助成なり補助を早く検討してもらって、なるべく耕作をしてもらいたいのでお金を引っ張ってきてもらえたらと思います。</p> |
| 事務局 | <p>災害の補助金等は、この後、農林土木系のほうで、聞いていただければよろしいかと思います。</p> |
| 事務局 | <p>今、市とJAのほうで、そういった小規模な災害に対しては、補助事業をやっております。 この間、JA広報の中にも入っておりました。よろしくお願いいたします。</p> |

| | |
|------|---|
| 大崎委員 | <p>早くしないと、やめるという人が多いんで、耕作をしないという人が市全体でかなりのレベルになると思います。 面積の多い人がやめたら、生産がガクッと落ちますよ。</p> |
| 議長 | <p>事務局が担当のほうへお伝えするということですので、よろしく願いいたします。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>それでは、以上を持ちまして、第9回総会を終了いたします。 ありがとうございました。</p> |

終了 午前10時35分